

指 名 停 止 措 置 の 概 要

- 1 指名停止措置業者名 : 株式会社佐武建設
法人番号 : 4402701000291
業者の住所 : 岩手県陸前高田市米崎町字地竹沢 7 9 - 1
- 2 指名停止の期間 : 令和 7 年 10 月 15 日～令和 7 年 10 月 28 日 (2 週間)
- 3 指名停止の措置対象地区 : 東北地区

4 事実概要

株式会社佐武建設は、令和 4 年 12 月 8 日、岩手県土地開発公社発注の造成工事現場内において、污水管設置のために掘削した溝の中で作業を行わせる際、地山の崩壊等による危険を防止するための措置を講じなかったため、掘削した法面の土砂が崩壊し、崩壊した土砂に労働者が巻き込まれ、その約 1 ヶ月後に死亡する事故を起こした。このことにより、令和 7 年 2 月 12 日に同社社員が労働安全衛生法違反で罰金の有罪判決を受け、同年 2 月 27 日に刑が確定した。

5 指名停止の理由

4 の事実は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（平成 15 年 10 月機構規程第 83 号）別表第 1 第 8 号（下記参照）に該当する。

別表第 1 事故等に基づく措置基準

措 置 要 件	期間及び措置対象地区
1～7 省略	省略
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から発生地区を対象として 2 週間以上 2 か月以内

<問い合わせ先>

鉄道・運輸機構 建設企画部 工事契約課 TEL 045-222-9041(直通)